

令和 7 年 7 月 29 日 (火曜日)

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和7年7月29日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	赤坂芳則君	2番	平吹俊雄君
3番	吉田二郎君	4番	山岸三男君
5番	柳田政喜君	6番	伊藤牧世君
7番	藤田洋一君	8番	櫻井功紀君
9番	鈴木恵悦君	10番	前原吉宏君
11番	佐野善弘君	12番	村松秀雄君
13番	鈴木宏通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町	長	相澤清一君
副	町	須田政好君
総務課	長	佐野仁君
町民生活課	長	遠藤孝光君
町民生活課	主事	千葉哲也君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤博人君
事務局次長兼議事調査係長	須田真喜子君
事務局主事	佐藤理子君

議事日程

令和7年7月29日（火曜日）午前9時25分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 農林業系汚染廃棄物（稻わら）の処理について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時25分 開会

○議長（鈴木宏通君） では、時間前ですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思いますが、よろしいですか。それでは、早速始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

本日の全員協議会、大変この暑い中、皆様にはお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本当にこの猛暑に際しては、私たちもなすすべはないわけですけれども、皆さん御存じのとおり鳴子ダムの渇水状況、そして、このような気候ですので、本当に朝まいた水も午前中に乾いてしまうような天気でございます。そういう天気の中ですけれども、皆様体には十分気をつけていただきながら、議員活動、議会活動に取り組んでいただきたいと思っております。

では今回、説明1件でございますけれども、皆様に御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げて挨拶に代えます。

では本日、町長のお話をまず、挨拶をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（相澤清一君） おはようございます。大変御苦労さまでございます。

今、議長が申したとおり、本当に連日暑い日が続いております。体調の管理は十分注意をしていきたいなと、そのように思うところでございます。

本当に今、町も出穂期に入りました。非常に天気はよくていいんですけども、この水不足の影響がどのような形で稻、また野菜なり、大豆なりに影響が出るか、分からぬところもございます。そういう面で非常に懸念しておりますけれども、台風系もならば来てほしいなと、被害のない程度に来てほしいなと、そのように思うところでございます。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

農林業系汚染廃棄物（稻わら）の処理について御説明を申し上げます。

令和2年度から実施してまいりました農林業系汚染廃棄物の焼却処理につきましては、令和8年度完了の見込みでございます。

また、濃度測定の結果、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設において処理できないとされている稻わらにつきましては、法に基づく測定方法による結果、8,000ベクレル以下であるならば、受入れは可能との廃棄物処理業者が見つかったことから、今後、その処理業者と交渉を行いながら、焼却処理に向けた準備を進めていく考えでございます。この処理が終われば、全て農林業系汚染廃棄物の処理は終了となります。

詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員の皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは早速、全員協議会協議を進めたいと思います。

本日の全員協議会、全員出席であります。

それでは早速、1) 番、農林業系汚染廃棄物（稻わら）の処理についてに入ります。

それでは総務課長、出席者の紹介、説明者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

本日の出席者を私のほうから紹介させていただきたいと思います。

町民生活課課長の遠藤孝光でございます。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく町民生活課主事の千葉哲也でございます。

○町民生活課主事（千葉哲也君） 千葉です。よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、説明のほどをよろしくお願ひいたします。町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） おはようございます。

それでは、御説明させていただきます。

資料につきましては、事前にお渡ししております農林業系汚染廃棄物（稻わら）の処理についてであります。

それでは、1番、概要から御説明いたします。着座で説明させていただきます。

まず、概要でございます。

最初に書いてあるのは経過でございますが、ちょっと読み上げさせていただきます。

平成28年6月に、放射性物質汚染対処特別法に基づく測定方法（以下、「法に基づく測定方法」という）によって、町内の農家が保有する農林業系汚染廃棄物（稻わら）の放射性物質濃度を測定しました。その結果、保管場所ごと全てが8,000ベクレル以下であったことから、通常の処理方法（焼却施設での焼却処理等）で安全に処分できる一般廃棄物であると確認されました。

しかし、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設で処理する1市2町（大崎市、美里町、涌谷町）では、焼却後の焼却灰の最終処分場が立地する地域住民との協議に基づいて、法に基づく

測定方法とは別に稻わらをロール単位で簡易測定することとし、その結果が8,000ベクレル以下であることを焼却処理のための条件の一つとしてきました。

ここまでが経過となります。

一番最初の平成28年6月の測定に部分につきましては、県内で一斉に濃度測定を行ったものであります。

法に基づく測定方法につきましては、後ほど御説明いたします。

続けます。

今般、町内の農家が保有する農林業系汚染廃棄物の全部のロールについて、ロール単位での簡易測定が全て終了し、その結果8,000ベクレル以下となった稻わらは全部で201.79トンであります。これらについては令和2年度から大崎広域の焼却施設で焼却処理を進めておりますが、令和8年度末で全て終了する予定であります。

しかし、その一方で、平成28年6月に実施した法に基づく測定方法の測定結果にかかわらず、稻わらの全部のロールを一つ一つ簡易測定したことによって、8,000ベクレルを超えるとされる稻わらが新たに17.68トン確認されました。

ここまでが現状の説明でございます。

後ほどですね、焼却の状況等については表などで詳しく御説明いたします。

続けさせていただきます。

これらロール単位での簡易測定によって8,000ベクレル超となった稻わらについては大崎広域の焼却施設で処理することができないことから、宮城県と協議をしながら、それらの処理方法を模索してきたところであります。先般、法に基づく測定方法の測定結果が8,000ベクレル以下であるならば受入れは可能との廃棄物処理業者が見つかったことから、今後、その処理業者と交渉を行いながら、焼却処理に向けた準備を進めていく考えであります。

ここまでのお概要で、経過、現状、今後の進め方について御説明をさせていただきました。

続けさせていただきます。

大きな2番、処理想定数量。

(1) ロール単位での簡易測定方法で8,000ベクレル以下となったものですね、201.79トン。こちらについては、令和8年度末までに大崎広域の処理施設で処理する予定としております。

(2) ロール単位での簡易測定方法で8,000ベクレル超となったもの、17.68トン。こちらについては、法に基づく測定方法で再測定して、8,000ベクレル以下のものについては廃棄物処理業者に処理を委託していきたいと考えであります。

資料裏面を御覧いただきたいと思います。

今、申し上げた内容で進めていった場合のスケジュールでございますが、令和7年9月、9月の定例会議におきまして、農林業系汚染廃棄物処理業務委託料を上程させていただきたい考えであります。

そして、御可決いただいた場合には10月に廃棄物処理業者と契約、こちらについては業者名等を伏せた形の秘密保持契約というふうに予定しております。

そして、同時に立地自治体との事前協議が必ず必要になりますので、ここで協議を行うことになります。

ここまで順調に進められた場合には、早く12月からの搬出が可能となる見込みであります。

そして、順調であれば、また1月までには搬出が完了する見込みとなっております。

次に、大きな4番、焼却処理実績及び今後の処理予定について御説明いたします。

稲わらの保有量でございます。219.47トン、これは全体量となります。

そして、令和2年度から令和6年度におきまして焼却が済んでおります稲わらについては、155.11トンになります。焼却の終わった実績でございます。

そして、今年度の予定でございます。令和7年度につきましては、大崎広域の焼却施設で焼却する予定が30.66トンであります。そして、今申し上げました測定当時8,000ベクレル超となったものが17.68トンでありまして、今回お話をさせていただきました処理業者に委託できた場合には17.68トンが今年度処理することになります。

そして、一番最後に残る16.02トン、こちらは令和7年度末において焼却できていない分といいますか、来年度に残る分として予定されているのが16.02トンでございますので、こちらを令和8年度で焼却することで、全ての保有している汚染廃棄物ですね、稲わらについては終了する見込みとなっております。

最後になります。法に基づく測定方法というふうに、何度か御説明の中で申し上げております。こちらは国のガイドラインからの抜粋になります。お話しさせていただきます。

(1) 事故由来放射性物質による汚染状態がおおむね同一であると推定される単位（調査単位）に区分すると。こちらについては、稲わらであれば稲わらという同一であるといったもので測定をすると、混ざらないものでやるということだそうであります。

(2) 堆積された試料の場合は代表性を確保できるように離れた10か所以上から採取する。同一調査単位の廃棄物が複数の容器等に分かれて保管されている場合は、代表性を確保できるように10以上の容器等を無作為に選択し、選択した容器等の1か所以上から採取すると。通常

であれば、例えば、保管農家などがありまして、ビニールハウスなどもございます。それは1つの単位ということで、そこから10以上といったものが法に基づく測定方法だそうであります。

(3) 採取した試料を必要に応じて粉碎、裁断等した上で、おおむね同じ重量ずつを1つの容器に入れ、よく混合するということで、10のものをそれぞれ測るのではなくて、1つにまとめたもので測定するといった形でございます。

最後、測定用試料採取量は合計で500グラムから1キログラムとするということで、あと一番下にちょっと分かりづらいんですが、1つの塊とした場合に10か所以上という考えにつきましては、側面から見たものと、上面から見たものということで図を示しております。

以上、農林業系汚染廃棄物（稻わら）の処理について御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をいただきました。皆さんのはうから質問等あれば。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。

今回のこの処理が終われば、こういう汚染物に関しては全部処理が終わるということですけれども、まず、お聞きしたいのですね、こちらのはう、まず今回の処理に関して、費用に関しては東電のはうに請求して、全て補償されるんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

焼却処理の費用でございます。費用につきましては、これまで国のはうにですね、加速化補助金のはう申請しております。そちらの補助金が該当になるという確認を得ておりますので、美里町につきましては国のはうへ、かかった分につきましては補助金として頂くということで申請をする予定であります。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 確認ですけれども、今回の焼却とこれは業者に委託する分ですよね。それに関しても、同じように出るということによろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 議員のおっしゃるとおり、業者に焼却を委託する分、その委託料そのものが対象になるという確認をしております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 長々とこれはですね、いろいろとかかってきているものですから、当然

保管する農家さんの負担も当然あるものだと思っております。こちらのほうを担当課、当初の担当は違ったと思うんですけれども、農家さんの保管料ですよね。一度、町のほうでお支払いしています。そちらのほうも東電のほうで補償するという形で、うちの町では支給しています。これ全国ではほかになかったと思うんですけれども、それ今回ですね、これが終わったらもう一度精査して、残りの保管期間についての補填については考えているんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、一度ですね、保管農家さんには区切って精算をしております。これから8,000ベクレル超であった稻わらについて、それも運搬できた場合には、その月数で残り分のほうは、やはり保管協力金のほうはお支払いしなければならないというふうに考えております。その後、東電のほうに請求ができるかどうかといった部分につきましては、現在のところは検討しておりますので、支払う方向での検討を今しておるところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 最後に確認させてもらいます。

そうしますと、まだ該当するかどうかわからぬけれども、農家さんに保管料としては支払う予定ではあるということでおよろしいですか。その分の経費として、東電の補償があるかどうかはまだ分からぬけれどもということですね。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 議員おっしゃるとおりですね、町の側では保管協力金をお支払いしなければならないと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 今回、処理のことについてですので、皆さん、そういうことを、関連ですけれども、処理に関しての御質疑をいただきたいと思います。山岸議員。

○4番（山岸三男君） お尋ねします。

去年の8月22日にこの全員協議会で、令和6年3月末までに焼却した数量が201.79トンと、去年の8月22日の全員協議会でここに資料がございますけれども、それで、今回この説明資料の中に中段、今般、町内の農家が保有する、その下の3段目ですね、全部で201.79トンでありますと。これは令和2年度から大崎広域の焼却施設で焼却処理を進めておりますがということなんですが、もう既に201.79トンは処理済みなはずという説明を受けていますが、その後は、これは要するに800ベクレル以下のもの201.79トン、これはもう既に処理済みということになっているんですけども。で、これから焼却予定令和7年度30.66トンと、処理委託が17.68ト

ン、これはあくまでも800ベクレル以下のものなのか、続いては800……。 （「8,000」の声あり） 8,000、失礼、以上のものの処理を調査して、それ試料採取して、処理した結果っていつたら何だ、試験採取、試料採取、それで8,000ベクレル以下であれば、業者に委託するという進め方ということによろしいんですよね。 （「よく分からない」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それでは、1点目の令和6年8月22日に全協を設けていただきまして、説明をさせていただきました。今、議員さんがお話しされた201.78トンというのは。（「79」の声あり） 79トンというのは、その上にあります焼却を終了した数量138.60トン、それから、未焼却の数量63.19トンの合計で201.79トンでございますので、令和6年3月末現在までに焼却した数量が201.79トンではなくて、令和6年3月末までに焼却したのは138.60トンでございます。それで、これがちょっと若干数字ずれてしまって。（「8月の全協なので」の声あり） ああ、そうか、そうか。失礼しました。

それで、8月22日にデータを集計した数字が138.60トンでございましたので、その後燃やしまして、本日お配りしました令和2年度から令和6年度までの155.11トンが、最終的に令和6年度末までに焼却した数量となりました。

よろしいですか。（「ちょっとね」の声あり） 201.79トンが焼却終わった量ではございません。これはロール単位で測定したところ、8,000ベクレル以下になった量です。ですので、大崎広域行政組合の焼却施設で焼却できるといいますか、焼却する予定の量です。それを終わった分と、これから燃やす分ということで、138.60トン、63.19トンという形で御説明をさせていただいたというところです。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。まず、こここの部分。

○副町長（須田政好君） 1点目。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） ここに資料持っていますか。令和6年3月末にまず焼却した数量と書いていますね。それで、箱の下には未焼却の数量が63.19トン。で、合計が201.79トン。もう既に1年もう近くなっていますから、既に焼却したのは、201.79トンは焼却したことによろしいのか。（「違いますね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） このときの表記の仕方が、単にちょっとまずかったなと思っています。令和6年3月末日までに焼却した数量をお伝えするためにですね、焼却を終了した数量を

138.60トン、これをお伝えしたかったんですが、その下は、未焼却の数量というのは、今後焼却する予定、令和6年度といいましても令和7年3月末までありますから、その量も含めて、あるいは令和8年度も含めて63.19トン残っていますよということです。それで、全て焼却したもの、これからするものの合計が201.79トンとなりますという説明だったんですが、議員さんにちょっと誤解を招いたのは、この表のタイトルが令和6年3月末日までに焼却した数量となっていましたので、ちょっと誤解を招くようなちょっと表記になってしまったこと、申し訳ありません。

今日、御説明した保有する219.47トンのうち、ロール単位で測ったところ、17.68トンが8,000ベクレル以上になりましたので、その差の201.79トンが8,000ベクレル以下で大崎広域行政事務組合の焼却施設で処理できる量となったということです。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員よろしいですか。まず、そのところ納得していただけたでしょうか。

○4番（山岸三男君） 明確にしてね、今、副町長がこれ令和6年の8月22日の全協の資料で、ほんで、令和6年3月末日までに焼却した数量と書いてあるんですね。3月に質問してもらって、8月に全協で示した。この資料のこれ、要するに間違いですよね。（「そうですね」の声あり）それちょっと訂正していただきたいね。せっかく私、だから、私が今こういう質問しているのは、ちょっと違うかなと思ったから、あえて質問したんですけれどもね。

○議長（鈴木宏通君） ちょっと暫時休憩しますので、今ちょっと今皆さん手持ちに資料がないでしようから、今、資料をコピーして皆さんに配りますので。

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開をいたします。

では、町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） それでは、令和6年8月22日の全員協議会の資料について御説明まずいたします。

こちらの資料につきましては、まず、タイトルの下にございます数字の部分でございます。当初予定していた総数量325.80トン、こちらにつきましては一番最初の計画量でございます。測定の結果219.47トンということでございますので、本日お示ししておりました表も219.47ト

ンとなっております。そして、その下の放射能濃度別の数量、400ベクレルから8,000ベクレルが201.79トンでございます。本日の資料の表のほうで、大きい2番の（1）201.79トン、これが当たるものでございます。そして、8,000ベクレル超17.68トンにつきましては、本日お示した（2）の部分になります。そして、合計は219.47トンということで、先ほどお渡しした資料の裏面、大きな4番、保有量219.47トンに当たるものでございます。

そして、その下の表の御説明でございますが、令和6年3月末日までござりますので、令和5年度の実績となります。で、こちらにつきましては、この時点で焼却を終了した数量138.60トンであります。本日お示しましたのは、令和2年度から令和6年度まで155.11トンという数字が入っておりますので、この差につきましては令和6年度に焼却した分が加わっているということでございます。

そして、令和6年8月22日の資料の未焼却の数量63.19トンにつきましては、令和5年度末でもって残りの数字というふうになりますので、合計につきましては201.79トン、ここは変わらないものでございますので、本日お配りした資料との違いといたしましては、令和6年度に焼却した分が加わった資料としてお出ししているというところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。皆さん、御納得いただいたでしょうか。（「はい」の声あり）

では、ほかに質疑ございますか。佐野議員、マイクお願いします。

○11番（佐野善弘君） 最初の2番の処理想定数量で、（2）でロール単位での簡易測定方法で8,000ベクレル超が17.68トン。法に基づく測定方法で再測定して8,000ベクレル以下のものをというふうなことなんですかけれども、これは法に基づく測定というのは説明は受けたんですけども、どのように違うんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） それでは、御説明いたします。

まず、概要で御説明いたしました一番最初の段落のいわゆる、まず法に基づく測定方法、こちらにつきましては先ほど図があったところで御説明しました。美里町でいえば、1つの塊は農家単位、ハウス単位になりますので、そこに何ロールあったとしても、そこから10か所以上取ったものを1つにまとめて測定機にかけて、その数値を測る、これがいわゆる法に基づく測定方法で、ロール単位での8,000ベクレル超となった測定方法については、それぞれの保管農家にありますロール1つについて2か所程度ですね、採取いたしまして、それを測る。ですか

ら、ロール1個ずつの測定結果というものがでます。そういったもので、その2つの方法がございまして、美里町についてはロール単位というもので、三本木に最終的に焼却灰のほう持っていく関係がございますので、そこの住民との協議に基づいて、その方法を行ってまいりました。それで出たものが、8,000ベクレル超だと17.68トンというものでございました。ですので、これを再測定するといった場合には、もともとある保管農家さん、そちらのハウス元にもう一度法に基づいた法のほうで策定するということになります。ですから、今後新しい測定方法といいますか、再測定につきましては、それぞれの保管農家のビニールハウスの中にあるロール、幾つもあるわけですけれども、そこから10か所採取いたしまして、それらを1つにまとめたもので測定機にかける。これが8,000ベクレル以下のものは廃棄物処理業者が廃棄できる、国が定める測定方法で一般廃棄物と確認されるものになりますので、今回はその方法で行って、減衰しているのであれば委託すると、そういった手順で策定を考えているところであります。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） よく何か訳が分からんんですけども、それで測定は終わって、法に基づく測定方法って、8,000ベクレルに全部17.68トンってなっているんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） こちらにつきましては、ある程度減衰していることは予想されるのですが、再測定をして、再測定につきましてはこれから作業になりますので、17.68トンの中で全てであれば、全部で17.68トンになりますけれども、減衰、8,000ベクレル以下というふうに測定結果となったものを委託しますので、これからまず測定して、その結果で委託設定手順になります。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） ということは、8,000ベクレル超のやつもあるかもしれないというようなことの理解でよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 議員のおっしゃるとおり、可能性としてはございます。（「もう少し」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） それでですね、現在、涌谷のほう、大崎広域というか、これ8,000ベクレル以下のものを焼却していますよね、201.何ば。8,000ベクレル以下ですと、それで焼却はできないんですか。これ8,000ベクレル以下だと、一般焼却物になるんだけれども。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） 8,000ベクレル以下にしたからって、大崎の焼却処理には入れられません。最初に測定した基準で焼却灰も処理して、ここまでならオーケーです。よって協議の中で決められていますので、それはできない。だから、改めてこの下がった、減衰した部分を処理するというふうな方向でございますんでね、御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「休憩して」の声あり）

休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。平吹さん、マイクお願いします。

○2番（平吹俊雄君） 8,000ベクレル超が17.68トンなんだけれども、これは何ですか、堆積した部分の稻わらなのか、それともロールの元なのか、それは何か所あるのか、その辺は分からぬんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

稻わらについては全部ロール単位でなっているものであります。保管農家数の話だと思いますが、5か所となっております。（「5か所、それで」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） それで、要するに17.68トンというのは、再測定しながら8,000ベクレル超が以下にするんだと思うんですが、それは以下になるまで待っているというか、再測定しながら、なるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） もし今回測定して8,000以上になったのは、そこから抜き出して、取りあえずまた保管しなきゃいけません。それが毎年毎年減衰するかと思って、そうやって測定するかって、それはなかなか難しいから、それは違うところにしっかりと保管をして、今後の例えば、それは指定廃棄物としては認められませんから、頭っから。それは保管をして、もしかれからのことですけれども、私としてはね、県で最終処分場なんかもあるから、そこにお願いをして、それと一緒に処理してもらうという方向で、今のところ私なりには考えています。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） その辺はこれから詰めていくという考え方なんですか、その猶予期間というのは。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） それは県の最終処分がどこまで進んでいるか、ほとんど進んでいませんので、これは何年、何十年になるか、また県外さ持っていかないように指定廃棄物処理がなるかどうかも分かりませんので、それはその辺までは、もし8,000ベクレルを超えた場合においては、町としてしっかりと安全対策を含めて保管をしていくと、そういうふうな考えでございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） そうすると、その部分については町が、今は農家に保管されていますけれども、その部分については町が管理しろという部分なんですか。（「そうですね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 会議録上、答弁をして。町長。

○町長（相澤清一君） そのような形で考えております。町というよりも、また、こういうふうな再度農家にお願いするとか、町の町有地を使うとか。（「移動できないでしょう」の声あり）それは移動しながら、それは測定しますから、移動はその場合はするかも、するのかな、移動はできないか、今回。今回はしないか。（「国は、いいですか」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 今の途中からの質問をやめていただいて、質問がある場合は挙手をもつてしていただきますので。

では、ほかに。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） すみません、今説明あった中でその8,000ベクレルを超えたもの、前の説明ではたしか移動できないということで、農家にそのまま保管をお願いするという説明を受けていたと思うんですけども、今回新たな測定方法でこういったものが残る仮定の話を今したと思うんですけども、それに関しては移動できるというふうなことでよろしいんですね。今の町長の説明だと、町として1か所に集めたり、どうこうするという話ですけれども。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） そうせざるを、私はそうしなければいけないと思っています。いつまでも保管できないから、それは農家にずっとそのまま置いてくださいというわけにはいかないから、それは移動はね、厳重な管理をしながら、移動はそれは私はやぶさかではない。絶対できないということではないと思います、基本的に。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。では、副町長。

○副町長（須田政好君） お答えします。

今の件が一番町として悩ましいことでございまして、概要の最初に書いてあります平成28年6月にこの法律に基づいた測定をしたところ、宮城県の職員が来て、町の職員が立会いの下、測定をしたところ、美里町は全て8,000ベクレル以下だという結果を出して、環境省のほうに報告をしていますので、環境省は美里町には指定する廃棄物はないんだともう決めつけています。全て一般廃棄物なので、私は一般廃棄物なんですが、本来であれば地元で焼却するなり、すき込みなどをしてくださいというのが法に基づいたやり方になってきます。しかし、大崎広域行政事務組合が所有している焼却した後の焼却灰を受け入れる三本木の地域の皆さんには、そういった想定をない中で建設の受入れをしておりましたので、急遽そういうふうな話はねえべということで反発がありまして、一個一個測って持ってこいというのが、持ってこいといいますか、持っていくということで合意をして、そして今焼却灰を持っていかせていただいている。一般廃棄物なので燃やせるんですけども、そのような条件で燃やせないようになってしまったという状況です。ですので、本町には法に基づいた測定では8,000ベクレル超はないという結論でございます。

しかし、先ほどお話ししましたように、この塊が10ロールもあれば、100ロールもあれば、1,000ロールもあると思うんです。その測定にしたって、この10か所以上という採取する箇所、それからその採取した後のサンプル量が500グラムから1キログラムと言っているんですけども、この塊の大きさは一切言っていないんですよね。ですので、言い方は語弊ありますけれども、測定方法によって出たり、出なかったりするということも出てくるのではないかとは考えています。ですので、先ほど町長がお話ししましたように、もしかしたら法に基づいた測定をしても、平成28年6月のように全てが8,000ベクレル以下ではなくて、8,000ベクレルを超えるものが出てくる場合がありますけれども、しかし、国のほうは美里町には8,000ベクレル以上ないと言っていますので、ここに矛盾が発生していますから、国のほうと交渉してですね、これを指定廃棄物にするのか、あるいは、国はいや、そんな前からないですよと言い張るのか、町としてはそこでその指定にするのか、一般にするのか。指定になったら、絶対動かさないです。そこは今後どのような結果が出るか、そのときに応じて町としては対応しなければいけないなというふうに考えています。

ちなみに、涌谷町さんは全て8,000ベクレル以下で焼却できました。大崎市さんは8,000ベクレル超のも出て、あるいは地元で測定したところ、8,000ベクレル以下だから、いいと思って

持っていったらば、受入先でもう一度測定したならば、超えてしまって返されたというのも話聞いています。

ですので、美里町が涌谷町さんのようにうまくスムーズに行くことを今後願って、ゼロになればいいな、数量というふうには、そういう状況でございますので、もし超えた場合は指定廃棄物にするか、一般廃棄物になるかは今後国との協議になると思います。（「移動」の声あり）今の段階ではできないです。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか、皆さん。その部分に関して、今のスタンスがいろいろとありますので、御理解を賜りたいと思います。

では、以上ということによろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上ということで、協議についてはこれで終了したいと思います。

では、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

次に移りますので、すみません。御苦労さまでした。

続きまして、4番のその他に移ります。

では、事務局より説明いただきます。お願いします。

○主事（佐藤理子君） では、事務局から2点御連絡させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、宮城県対がん協会から2025年度賛助会費のお願いについて、御案内の文書が来ております。例年議員さん1人当たり1,000円で、全体美里町議会として1万3,000円を議員積立金のほうから賛助会費として納めていたんですけども、今年も例年どおり賛助会費のほう納めてもよろしいかどうか、御確認をさせていただきたいです。よろしいですか。（「はい」の声あり）では、例年どおり議員積立金のほうから美里町議会として1万3,000円納めさせていただきますので、よろしくお願いします。（「お願いします」の声あり）

2点目です。8月4日来週の月曜日、宮城県町村議会議長会が主催する議会議員セミナーのほうが利府町のほうの文化交流センターで開催されます。そちらにつきましてはマイクロバスを借りていますので、当日8月4日の12時10分に美里町中央コミュニティセンター前に集合し、集まり次第出発、12時10分。なので、皆さん早お昼をお家で食べてから、集合をお願いします。研修が1時15分からで、終了が3時35分を予定しておりますので、研修終了後、バスでまた美里町まで戻ってきて、4時半には庁舎には着くと思われますのでよろしくお願ひいたします。8月4日12時10分、コミュニティセンター前集合出発ですのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。ただいまの2件について、以上よろしいですね。（「はい」の声あり）では、そのとおりいたします。

では、そのほかで皆さんのはうから何かございますでしょうか。ありませんか。ないようすで、これをもちまして全員……。（「8月4日、ここに4時半に帰ってくるでしょう。その後」の声あり）

終わってからちょっと言いますので、すみません。終了してから、これは述べたいと思っていました。いえいえ、そんなことないです。

では、ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了いたします。

では副議長、挨拶をお願いします。

○副議長（村松秀雄君） これで全員協議会の一切を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

午前10時20分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月29日

美里町議会議長